



2022年10月21日

各 位

会 社 名 カップ・クリエイト株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 山 角 豪
(コード番号 7421 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役経営戦略本部長 久保田 令
(TEL 045 - 224 - 7095)

営業秘密の管理等に関する取組みについて

2022年10月3日付「当社の書類送検について」にてご報告の通り、当社は9月30日に当社役職員が不正競争防止法違反の疑いがあるとして逮捕されたことを受け、10月2日に同法違反の両罰規定に基づき東京地方検察庁に書類送検されましたが、本日、元役員及び社員と共に同規定に基づき起訴されております。この度の事態により、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社は、従前より食品衛生・メニュー表示、ハラスメント、インサイダー情報管理、個人情報保護、ソーシャルメディアリスク等のコンプライアンスに注力しておりましたが、2021年6月28日に関係当局による捜査がなされたことを受け、営業秘密管理を含むコンプライアンス教育を継続不断的取組みとして実施しております。

更に、この度の起訴を受け、以下に記載する主な取組みも追加し、営業秘密管理を含むコンプライアンスに関する取組みをより一層強化し徹底して参る所存です。

記

〔既に実施している主な取組み〕

1. 本件発覚後直ちに、全役職員を対象として、外部弁護士による営業秘密に特化した講義（以下「営業秘密講義」と言います）の実施
2. 講義受講後の「営業秘密に関する誓約書」（在職中・退職後の自社情報の外部漏洩禁止だけでなく、第三者保有情報の取得・持ち込み・使用の禁止、違反した場合の損害賠償義務等を規定 以下「営業秘密誓約書」と言います）への署名
3. 中途入社者・新卒入社者の入社時の営業秘密講義を含むコンプライアンス講義受講後の営業秘密誓約書への署名
4. 営業秘密講義をeラーニングシステムのコンプライアンス講義（確認テスト付き 以下「コンプライアンス講義」と言います）の必須受講項目への追加
5. PCへのUSB接続制限による外部情報の取り込み、内部情報の持ち出しの抑制
6. 営業秘密に関する資料の「confidential」等の表示、パスワード設定、アクセス制限フォルダへの格納の徹底
7. コンプライアンス体制の整備として、親会社の「グループコンプライアンス統括室」による監督・モニタリングの実施
8. 従前の自社相談窓口に加え、グループ共通の「グループコンプライアンス相談窓口」が設置され、グループ共通のポータルサイトのトップページにおいて周知

〔2022年9月30日以降に追加で実施し、また、実施を決定している主な取組み〕

1. 営業秘密の重要性を再認識させるべく、全役職員を対象として、改めて営業秘密講義を受講させた上で、営業秘密誓約書（違反者発見時の通報義務を追加）への署名
2. 営業秘密の重要性を重ねて認識させるべく、全役職員を対象として、毎年度初めに営業秘密講義を受講させた上で、営業秘密誓約書への署名
3. 営業秘密の重要性を思い出させるべく、中途入社者・新卒入社者を対象として、入社3ヶ月後、改めて営業秘密講義を受講
4. 営業秘密講義内容の更新
 - ① 本件を受け、改めて全社で再発防止を徹底する必要がある旨を追加
 - ② 「取得しない」、「持ち込まない」、「使わない」、「持ち出さない」、「見逃さない（通報する）」の5つを標語として強調して表現
 - ③ 「見逃さない」社内風土を特に醸成すべく、公益通報者保護法の概要と共に、内部通報は正しく、内部通報によって決して不利益を受けることはないことを説明の上、不正に対しては積極的にグループコンプライアンス相談窓口、自社の相談窓口や労働組合の相談窓口に通報することを奨励する旨を追加 等

5. 営業秘密講義以外のコンプライアンス講義も毎年度繰り返しの受講
6. その他の重要なコンプライアンス事案について、弁護士等外部専門家を講師とした講義の実施
7. ES 調査の項目にコンプライアンスに関する質問（上司に相談しやすい職場環境、違法な指示を拒絶できる職場環境の有無等）を追加し、現状の遵法風土を確認の上、遵法風土醸成のための具体的な対策を実施
8. 退職時において営業秘密の重要性を改めて認識させるべく、退任時における役員だけでなく退職する社員をも対象として、署名済の営業秘密誓約書に加え、「退職に伴う秘密保持誓約書」へも署名

以上の内容を「コンプライアンス規程」、「情報管理規程」に落とし込み、全役職員に周知徹底することによりコンプライアンス意識を向上させ、再発防止を図って参ります。

以上